

令和5年11月29日

◎三石委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎三石委員長 本日の委員会は、令和4年度高知県公営企業会計決算審査と、一般会計及び特別会計決算審査の取りまとめについてであります。

お諮りいたします。

以後の日程については、御手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

まず初めに、計画推進課より、13日の質疑に関して追加の説明を行いたい旨の申出がありましたので、これを受けることといたします。

◎岡本計画推進課長 先日の決算特別委員会におきまして御質問のありました、補助金に係る進捗状況につきまして御説明をいたします。お手元の資料、産業振興推進総合支援事業費補助金に係る売上額の目標に対する進捗状況をお願いいたします。

当該補助金は、フォローアップの期間を、事業実施の翌年度から5年間としております。資料には、現在フォローアップの対象となっている平成29年度から令和3年度までに補助金を交付しました施設整備などのハード事業につきまして、主な目標である、売上額の進捗状況を記載しております。1番下の合計欄にありますとおり、この間の交付件数は17件、交付額の合計は6億5,583万円余りでございます。その右に、事業実施前と令和4年度1年間の売上額の増減比較を示しておりますが、交付した17件全てで売上額は増加しており、また、増加額の合計は17億3,478万円余りと、補助金交付額を大きく上回っております。

その右側が、売上額の目標に対する進捗でございます。補助金交付後1年目と、令和4年度、それぞれの目標に対する進捗は、いずれも100%以上のA評価が6件、85%以上100%未満のB評価が2件、それから、85%未満のC評価が9件となっております。目標に届いていない主な要因といたしましては、コロナ禍により商談会が中止となるなど、外商活動が制限されたことや、飲食店向けの需要が減少し、回復途上にあることなどがございます。このように進捗に遅れが見られます取組に対しましては、産業振興アドバイザーによる新商品開発や経営改善などの支援とともに、県産品商談会などの商談機会の提供等を通じまして、早期の目標達成に向けた支援を行っているところでございます。

最後に、雇用につきましては、1番下に参考として記載しておりますとおり、補助金を交付しました全17社により、平成29年度から令和4年度までの6年間で正規職員39人、非正規職員54人の雇用が措置されております。説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 65%の事業者で、売上額の目標に対する進捗が100%達成していない状況があるということで、それはコロナの影響が大きいんだという話だったと思いますけれども、コロナは令和2年ぐらいから始まりましたよね。それまでの状況というのがまだ分からないんですけれども、ただ一つ、現実問題として、Cランク評価っていうのが9社あります。53%、半分以上あるんですね。この濃淡は多分あるんだろうと思うんですけれども、Cランク評価の状況というのを簡単に説明いただけますか。

◎岡本計画推進課長 おっしゃるとおり、コロナ禍の影響が大きいところでございますけれども、Cランクの状況におきますと、ほぼ全てのところが60%以上という形では行っておるんですけれども、残念ながら目標に達してない状況がございます。

◎橋本委員 コロナ禍も含めて60%以上が大体達成はしているんだろうということなので、まずまずなのかなと思います。それともう一つ評価としては、6億5,000万円ぐらいをぶち込んで、93名の雇用が創出できた。それに対して、売上げも上がっているということは非常に評価できるのではないかなと思います。またフォローアップしながら、ぜひとも、PDCAをしっかりと回していただけるよう、よろしく願いしたいと思います。

◎久保委員 この93名なんですけれども、目標値に対して評価はどうですか。やっぱりこの雇用というのがすごい大事だと思うんで。

◎岡本計画推進課長 正規は、目標36名に対しまして雇用は39名、非正規は、目標56名に対して54名となっております。

◎中根委員 私も、雇用人数のところの正規と非正規の数が気になって、質問させていただきます。目標値が、そもそも正規36名だったというお話でした。それを上回るっていうのはよかったなと思うんですけれども、雇用の調整弁として扱われやすい非正規雇用がどうしても多くなってしまふ。ここのところの今後の見通し、非正規雇用の人数をそもそも目標値として多く上げている、そのあたりの見方っていうのはどんなふうに捉えられていますか。

◎岡本計画推進課長 やはり各事業者におきまして、いろんな事業形態あるいは勤務形態というものがあると思います。正職員がいいもの、あるいは非正規職員が短時間でやるものというふうにあると思いますので、一概に正規が、非正規がというところまではないかなと思います。その事業者の雇用形態あるいは経営形態に応じてということになるのかなと思います。

◎中根委員 それは分かるんですけれども、やっぱり不安定な雇用の下で生活そのものが安定しないという、その土台の見方というのを、県としてもいかに正規雇用を増やしていくかというところに視点を大きく移していくことも大事じゃないかなというふうに思っているんです。新しい物事を創出し、そして支えていくための、今後の県としてのそもそもの目標値の見直しをしていくお考えはないでしょうか。

◎**沖本産業振興推進部長** おっしゃるように我々も、特にこれから人口減少対策をしていく上で、例えば移住者の受入れでありますとか、外国人労働者の受入れ等を考えますと、せっかく高知に来ていただいても、不安定な収入ではなかなか生活が成り立たないということもありますので、正規雇用にシフトするようなことを、派遣が多い旅館・ホテル業界や飲食とか各業界にもお願いをしたいと。例えば夜の宴会用の仲居さんとかは、夕方5時とか6時に来て、10時ぐらいまでは勤務ということで、8時間の勤務がとれないから、それだけだとやっぱり非正規にならざるを得ません。それを、例えば夜は仲居をするだけでも、お昼前に出てきてベッドメイクもしていただくとか、そういった8時間の勤務時間が確保できるような雇用形態に促していくようなことも含めまして、受入れをきっちりしていくためにも正規雇用のほうに促していきたいと。ただ、やはり経営者の考え方もございますので強制はできませんけれども、おっしゃるように非正規を正規に変えていくという取組は、今後も増やしていきたいと思っております。

◎**三石委員長** 質疑を終わります。

以上で、計画推進課を終わります。

#### 《採決》

◎**三石委員長** それではこれより、9月定例会で付託を受けました、令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案ほか2議案について採決を行います。

第13号「令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」を、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**三石委員長** 全員挙手であります。

よって、第13号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「令和4年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**三石委員長** 全員挙手であります。

よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号「令和4年度高知県工業用水事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**三石委員長** 全員挙手であります。

よって、第15号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎三石委員長 次に、報第20号「令和4年度高知県流域下水道事業会計決算」から、報第23号「令和4年度高知県病院事業会計決算」まで、以上4議案を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、報第20号「令和4年度高知県流域下水道事業会計決算」から、報第23号「令和4年度高知県病院事業会計決算」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、報第20号議案から報第23号議案は全会一致をもって認定することに決しました。

以上で、公益企業会計に係る議案の採決を終わります。

次に、一般会計及び特別会計の決算議案について採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、これより報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 挙手多数であります。

よって、報第1号議案は賛成多数をもって認定することに決しました。

次に、報第2号「令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算」から、報第19号「令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算」まで、以上18議案を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、報第2号「令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算」から、報第19号「令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算」まで、以上18件の特別会計に係る決算議案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、以上18件の特別会計に係る決算議案は、いずれも全会一致をもって認定することに決しました。

以上で採決を終わります。

### 《決算審査取りまとめ》

◎三石委員長 これより、公営企業会計決算審査報告書の取りまとめを行います。

参考としまして、これまでの委員会で委員の皆さんから出された意見などを集約し、正副委員長で調整したものを、報告書案としてお配りしてありますので、これに沿って協議していただきたいと思います。

なお、その文案の2ページ、3ページにあります「2 決算の内容」までは事務局でチェックしておりますので、協議を省略し、4ページにあります「3 審査の結果」から協議していただきたいと思います。

また、「3 審査の結果」の本文については、各委員から出される意見と関係しますので、最後に協議したいと思います。

それでは、(1) 流域下水道事業会計決算についてその文案を書記に朗読させます。

◎書記 (1) 流域下水道事業会計決算について。

今年度の経営状況については、純損失が3,853万円余となっており、赤字額は前年度に比べ2,270万円余増加している。これは、電気代の高騰などに伴う委託料の増加により、営業費用が増加したことによるものである。

当年度は純損失となったが、前年度の未処分利益剰余金2億571万円余を繰り越しており、営業費用も流域3市の負担金で賄われる収支構造となっていることから、経営の健全性は確保されている。

については、浦戸湾流域の公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、安定的かつ効率的な経営に努めるよう望む。引き続き、消化ガス発電事業により、消化ガスの売却による収益の確保など安定的な経営に取り組むことと合わせて、地球温暖化防止及び循環型社会の構築を推進するよう望む。

◎三石委員長 それでは、御検討願います。御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(1) 流域下水道事業会計決算についての検討を終わります。

続きまして、(2) 電気事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (2) 電気事業会計決算について。

当年度の経営状況については、純利益が2億9,341万円余となっており、前年度に比べて9,977万円余減少している。これは、水力発電所の修繕などにより営業費用が増加したこと

などによるものである。

市町村などが実施する再生可能エネルギーの利活用の促進に対し、地域振興積立金により、事業実施に向けた調査や調整等への支援を行っているが、この支援を活用した地域における小水力発電などの取組は進んでいない状況である。

については、小水力発電を含む再生可能エネルギーの利活用に取り組む市町村に対し、実現に向けたきめ細かな支援を行うよう望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(2) 電気事業会計決算についてを終わります。

続きまして、(3) 工業用水道事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (3) 工業用水道事業会計決算について。

当年度の経営状況については、純利益が4,903万円余となっており、前年度に比べて309万円余増加している。

鏡川工業用水道事業については、管路の維持管理及び給水料金の改定を中心に、将来を見据えた事業の在り方について中長期の事業計画を策定して取り組むこととしている。

については、事業の将来負担を考慮した上で、関係機関や利用者と協議しながら、上水道への切替えも含む幅広い議論を進めていくことを求める。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 それでは正場に復します。

これで、(3) 工業用水道事業会計決算についてを終わります。

続きまして、(4) 病院事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (4) 病院事業会計決算について。

当年度の経営状況については、純利益は1億8,645万円余となっており、赤字だった前年度に比べて、収支が3億3,301万円余改善している。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の増加などに伴い、経常損益が2億1,850万円余の黒字となったことなどによるものである。この結果、当年度の経常収支は、第7期経営健全化計画における年次

計画を4億668万円余上回った。

医師や助産師、薬剤師については、高知大学等との連携や、助産師、薬剤師の採用試験における勤務地限定職員制度の導入など、人員確保に取り組んでいる。

引き続き、地域の中核病院として地域に必要な医療提供体制を整えるため、関係機関とのさらなる連携や新たな採用制度の積極的な周知により、医療従事者の確保に取り組むことを望む。

個人医業未収金については、支払督促等により債権回収の対応をするなど債権の管理に労力・コストを要していることから、今後の債権管理の在り方について検討を行うよう望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(4)病院事業会計決算についてを終わります。

それでは、これまで出された意見を踏まえ、4ページにあります「3審査の結果」の本文について検討を行いますので、その文案を書記に朗読させます。

なお、空欄の部分には、採決の結果を記載することとなります。また、本文の内容については、これまで出された御意見などを考慮して一般的な表現にしていることを御了承願います。

◎書記 3審査の結果。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められるので、流域下水道事業会計、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については、全会一致をもっていずれも可決または認定すべきものと決した。

なお、事業の執行については不十分な点が認められるため、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、事業の執行に当たっては十分留意するよう求める。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、審査の結果の本文についてを終わります。

以上で、報告書案についての協議を終わります。

なお、細部の文案の調整については、正副委員長に一任を願いたいと思います。

次に、委員長報告について行います。

お諮りいたします。

12月定例会での委員長報告については、先ほど協議しました高知県公営企業会計決算審査報告書の1審査の経過と3審査の結果及び意見をもって報告とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、そのように委員長報告をいたします。

なお、細部の調整は、正副委員長に一任願います。

次に、一般会計及び特別会計の決算審査報告書の取りまとめを行います。

参考としまして、これまでの委員会で委員の皆さんから出されました意見等を集約し、正副委員長で調整したものを報告書案としてお配りしてありますので、これに沿って協議していただきたいと思います。

なお、その文案の2ページにあります「2決算の内容」までは事務局でチェックしておりますので、協議を省略し、次の3ページにあります「3審査の結果」から協議していただきたいと思います。

また、「3審査の結果」の本文については、各委員から出される意見と関係しますので、最後に協議したいと思います。

それでは、(1)行財政運営等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (1)行財政運営等について。

令和4年度は、繰り返し訪れる新型コロナウイルス感染症の拡大と原油価格や物価高騰の影響に対応しつつ、デジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から、経済の活性化をはじめとする5つの基本政策と3つの横断的な政策をさらに進化させるべく取り組んでいる。併せて、関西戦略や中山間対策では5年後、10年後を見据えた抜本強化を図っている。

決算状況については、新型コロナウイルス感染症対策のための補助金や、防災・減災、国土強靱化対策に伴う公共事業の減などにより、歳入においては前年度比8.3%、歳出においては同8.4%減少している。

臨時財政対策債を除く県債残高は令和7年度をピークに逡減する見込みであるが、原油価格や物価高騰による影響が懸念され、予断を許さない財政状況が続くと予想されること



から、引き続き、必要な財源の確保に向けて国に対し強く働きかけるとともに、持続可能な財政基盤の確立を図り、財政の健全化に努める必要がある。

職員住宅については、長寿命化計画で定めた基本方針に基づき、改修等に取り組むとともに、ニーズの変化などに応じて廃止・処分も行われている。

一方、22棟の住宅は津波浸水想定区域内に立地しており、これらの住宅の中には、南海トラフ地震発生時に最大10メートル以上の津波が襲うと想定されるものもある。職員の生命を守るためにも、教育委員会等と連携し、教職員住宅等との集約も含め、高台への移転等の検討を加速化するよう望む。

◎三石委員長 それでは御検討を願います。

御意見をどうぞ、小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(1) 行財政運営等についての検討を終わります。

続きまして、(2) 南海トラフ地震対策等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (2) 南海トラフ地震対策等について。

災害対策支部の活動強化のため導入したドローンについては、各総合防災対策推進地域本部の職員を中心に操作習得や資格取得に取り組み、また、職員の異動も見据えた庁内での協力の仕組みづくりについても検討中である。

災害発生時に活用できることが重要であることから、操作可能な職員の確保や参集などの体制を整えていくよう望む。

消防団員定数確保対策については、市町村と連携して、少年消防クラブの活性化を通じた親などへの入団の動機づけや子供たちへの防災教育などに取り組んでいるが、依然として団員数は不足している。

については、若い世代が消防団の活動を知り、興味を持ってもらえるよう、市町村の団員確保の取組を積極的に支援していくよう望む。

園芸用ハウスの燃料タンクについては、震災時における重油流出による火災等の二次災害リスクを軽減するため、補助金による支援を行い、震災対応タンクへの転換を図っているが、津波浸水想定区域内の進捗に地域差が生じている。

については、防災・消防の関係機関とも連携を密にして、事業を進めることを望む。

住宅の耐震化は、様々な地震対策の入り口に位置づけられる最重要施策であることから、需要の掘り起こしや供給能力の強化に取り組んでいるが、経済的負担等の理由により耐震

改修を行わない方もいる。

については、住宅の耐震化を促進させるためには、耐震改修にかかる住宅所有者の経済的負担軽減が必須であり、市町村と連携して低コスト工法の普及とPRにより一層取り組むよう望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(2) 南海トラフ地震対策等についてを終わります。

続きまして、(3) 保健・福祉・医療対策等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (3) 保健・福祉・医療対策等について。

高知あんしんネット、はたまるねっと及び高知家@ラインについては、相互に情報を参照できるよう協議が進められているが、国においては、令和8年度を目途に、全国の医療機関が電子カルテ情報を閲覧可能とする基盤整備が予定されている。

については、各システムの統合を含めた今後の在り方について、早期に意見集約を進めていくことを望む。

在宅等での歯科医療については、在宅歯科連携室を県内3か所に設置し、相談対応や在宅歯科医療のコーディネートなどを行っているが、コロナ下においては利用が伸びなかった。

在宅療養中の患者や家族等のニーズがあると考えられることから、今後さらなる利用促進につながるよう広く周知を図っていくことを望む。

発達障害児への支援については、療育福祉センターでの診療体制の拡充や、発達障害の診療に当たる医師の養成などに取り組み、療育福祉センターでの初診待機の期間は短縮してきている。

乳幼児に発達障害の可能性がある場合、診断が遅れると保育士の加配の遅れにつながることもあるため、引き続きニーズに合った対応ができるよう取り組んでいくことを望む。

ファミリー・サポート・センターについては、運営費の補助や支援者への研修のほか、新たなセンターの立ち上げに向けた伴走支援などを行っており、現在14市町村で設置・運営されている。

より多くの市町村において開設されるよう、啓発活動や幅広い支援者の確保など工夫しながら市町村とともに取組を推進していくことを望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 「発達障害の診療に当たる医師の養成などに取り組み、療育福祉センターでの初診待機の期間は短縮してきている」でおしまいになってますけど、現在も3か月ぐらいは待機の時間があるというお話をしたと思うんです。短縮してきているが、さらなる短縮をする必要があるんだろうなと思って聞いたので、期間が短縮してきているのは事実なんだけど、さらなる短縮を求めるみたいな一言がないと、これでいいんだっていうふうにならないかなと思ってちょっと気になりました。

◎ さらに短縮を求めると。まだ待機期間があるんですかね。

◎ 執行部がお答えするときは、3か月とかいうんじゃないかもっと随分短くなってるみたいな記憶があるんですけど。3か月って大抵ですよ。前は1年とか言ってましたよね。

◎ 課長の答弁としまして、5年前までは1年3か月待ちでありましたけれども、今年は3か月から4か月の待機ということで、短縮をしてきておりますという議事録になっております。

◎ 「さらなる短縮を求めます」みたいな、何か一言つけ加えたらどうかなと思います。

◎ そうしましたら、2段落目の後半、「引き続き、ニーズに合った対応ができるよう、さらなる短縮も含め取り組んでいくことを望む」というような感じで、正副に調整していただく形でよろしいでしょうか。

◎ 「引き続きニーズに合った対応ができるよう、さらなる短縮も含め取り組んでいくことを望む」。はい。

◎ 構いませんか、よろしいですか。それではそういうように。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(3) 保健・福祉・医療対策等についてを終わります。

続きまして、(4) 地域の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (4) 地域の振興等について。

小さな集落活性化事業については、集落を活性化し、次世代につないでいくために重要な事業であるが、コーディネーターが地域に入って意思疎通を図っている段階の地域も多く、予算措置していた補助金は十分に活用されていない。

については、多くの市町村で事業展開が図られるよう、事業実施により得られた知識と経験の共有や、専門家による伴走支援などさらなる市町村支援に取り組むことを望む。

移住者の定着に向けては、都会から移住してきた方の中には、想定できないような様々

な困り事を抱えることがあることから、各地域でボランティアの地域移住サポーターが移住者の身近な相談に対応している。

引き続き、移住相談の段階で地域の特性をしっかりと伝え、移住に当たっての心構えを持っていただくことで、定着率の向上に取り組むよう望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(4)地域の振興等についてを終わります。

続きまして、(5)商工業の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (5)商工業の振興等について。

食品海外ビジネスサポーターについては、米国、欧州、中国等の有望市場で県内企業の活動支援を行い、県産品の海外への販路開拓・販路拡大に取り組んでいるが、県内企業の成約件数等を十分に把握できていない状況にある。

については、現在の円安の流れを生かして販路開拓活動を積極的に進めるため、食品海外ビジネスサポーターが県内企業の契約を支援することによる成果の見える化を行うなど、食品海外ビジネスサポーターの新たな活用方法についても検討を進めるよう望む。

県内企業が求人情報を就職情報サイトで発信する際の助成を令和3年度から行ってきたが、補助要件のハードルが高かったことなどから執行率が伸び悩み、令和4年度で事業を終了している。

自社のホームページなどを使って効果的に情報発信するための講座は実施しているが、人員に余裕がないなどの理由で受講もままならない企業への支援について、工夫することを望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(5)商工業の振興等についてを終わります。

続きまして、(6)観光の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (6)観光の振興等について。

県立文化施設については、人口減による県内利用者の減少が見込まれる中で、入館料収入を確保し、施設を維持していく必要がある。

については、県外や海外からの誘客を図るなど、施設の収入の増加に向けた対策を講じ、危機感を持って取り組むことを望む。

四国遍路の世界遺産登録に向けては、札所寺院を史跡として保護するための文化財調査などを実施し、四国4県で協議、調整をしながら取り組んでいる。

この取組は、実現すれば本県の観光振興等に大きく寄与することから、早期に進展するよう調査などを着実に推進することを望む。

外国人観光客の受入れについては、利便性向上のためにWi-Fi環境の整備を推進しており、施設ごとの整備は進んでいるが、商店街などの広いエリアで利用できるWi-Fi環境は十分整っていない状況である。

については、外国人観光客の利便性が高まるような通信環境の整備に取り組むことを望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(6) 観光の振興等についてを終わります。

続きまして、(7) 農林水産業の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (7) 農林水産業の振興等について。

新規就農者の確保・育成を図るため、就農相談活動や技術習得への支援、就農初期の経営安定への支援などを行っているが、令和4年度の新規就農者数は214名にとどまっております、コロナ禍以降減少傾向となっている。

については、農業高校、農業大学校及び高知大学が連携した取組を推進するなど、新規就農者の増加につながるよう効果的に取組を進めることを望む。

森林整備の担い手の中核となる人材の育成を図るため、林業事業者等への就業希望者に対する技術習得の研修実施を市町村と連携して支援しているが、事業内容の周知が十分でなかったことなどから、極端に低い実績であった。

については、市町村に対する周知を強化するとともに、市町村の実情に応じた支援の内容を見据え、事業の充実化を図ることを望む。

県内の特用林産物については、計画的、安定的な供給と生産の振興に資するため、需給の変動等の実態調査が継続的に行われている。

については、調査結果をしっかりと分析した上で、特用林産物の生産、販売戦略を立て、効

果的な取組を進めていくことを望む。

高知県1漁協構想については、高知県漁協の経営安定に向けて、中期経営計画の目標達成や市場の統合への支援なども行ってきたところであるが、現状、漁協合併に向けて進んでいるようには見えない。

こうした状況を打開するために、高知県1漁協構想自体の見直しも含め、今後の進め方について議論することを望む。

漁業の担い手の育成・確保を図るため、一般社団法人高知県漁業就業支援センターが実施する就業希望者の掘り起こしや短期・長期研修などを支援しており、令和4年は53名が新たに漁業に就業している。

漁業者の安定した収入を確保し、離職を防止するため、情報発信システム「NABRAS」の活用やデジタル機器の装備などにより、コストを抑えた効率的な漁業に向けた構造転換を行い、所得の向上を図ることを望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(7) 農林水産業の振興等についてを終わります。

続きまして、(8) 教育について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (8) 教育について。

自転車ヘルメットの着用を促進するため、購入費用の助成などに取り組んでいるが、申請件数と実際の購入件数には大きな乖離があるなど、連年で不用額が生じている。

ヘルメットの購入に至らない要因として、「周りの生徒もかぶっていないから」という児童生徒の意識も確認されており、ヘルメット着用の有効性の理解が深まるよう一層努めるとともに、学校での義務化も含めて、具体的な方向性を検討するよう求める。

放課後等学習支援事業、部活動指導員配置促進事業及び学校運営協議会制度推進事業について、市町村の要望等を基に補助金予算を編成しているが、地域において人材が確保できなかった等の理由により、不用額が多く発生している。

要望の聞き取りにおいては、事業計画の熟度や確実性を把握するために、なお一層のコミュニケーションを図り、より精度の高い予算編成を行うよう望む。

若者サポートステーションについては、サテライトを含む県内5か所において、登録者及び支援対象者に向けたアウトリーチや、関係機関との連携により修学・就労支援を行っているが、新規登録者数や進路決定率等は伸びていない。

については、引き続き、各市町村における若者サポートステーションの周知を図ることと併せて、個々の課題把握や分析に努め、きめ細かな自立支援の取組を推進するよう望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ ヘルメット等のところで、「学校での義務化も含めて」という表現ですが、義務化という言葉がいいのかどうかという点では、この「学校での義務化も含めて」という部分を削除したらどうかと思いますが。

◎ 義務化を削除って、議事録はどうなっとんの。

◎ 多分僕の発言だと思うんですけど、要請しましたけどね。高知市以外の市町村は義務化してるんで着用率が高いので、高知市も含めて全部検討したらどうかという要請が、この議論の要旨です。削除する理由は何ですか。

◎ 法律的にも努力義務ですよ。ここはそれを超えての義務化というところに行っているんで、それを県議会側からこういう表現で出すというのがどうかという。

◎ 命に関わるもんやからね。非常に大事なことなわけだね。義務化も含めて対応を求めるという思いが強いわけよ。

◎ 法律を超えるという点でっていうかね。

◎ 校則化というのはいかがですか。学校での校則化も含めて。

◎ けど議会がそれ突っ込むのはちょっとあれやね。

◎ 検討を促すわけやから、議会が言うてもかまんと思うけど。

◎ 法律を超えて、義務ということで、学校にそういう政治的介入というふうにとられかねないので。言うたら、ルールを押しつけるということにならないか。命を守るとかヘルメットの必要性っていうことを否定してるわけじゃなくて、法律を超えた表現になってはいないかという。

◎ いや、そもそも高知市以外は義務化してる場所は既にあるんですよ。

◎ でもそれは各学校よね。

◎ 合意があってやりゆうなので。

◎ それはあんまり思ってなかったけど、そう言われればそれは分かるな。

◎ その義務化というのは、学校が校則の中で決めるわけよね。

◎ 校則でどういうふうな表現するかはもう学校に任せたらいいわけやき、ほんで、「具体的な方向性を検討するように求める」やき、校則化も含めてっていうたら、今言われたようなことも含まっちゃうということで、少し緩和な表現で、どうかなと思うんやけど。

◎ この言葉がなくても通じるような気がするがやけど。

- ◎ 自分たちが作った条例上で、多分努力義務とか何とかいう言葉入ってたような気がするんですけど。
- ◎ 努力義務がそもそも道交法で今、全員ありますからね。
- ◎ それを、県議会としたらさらに一步進めて、義務化して、頑張ってみんなで命を守ろうという体制を。
- ◎ 義務化までは言わずに、でも十分意味が通じるように。
- ◎ ヘルメット着用の必要性ということが進むというのは、この義務化という言葉がなくても理解が得られるので。
- ◎ 実際の話、中村高校、中学校なんか、幡多の学校はヘルメットかぶってるんですよ。こっちに来たら少ないので、本当に心配です。もう変わってないので。言われるように、それぐらいも含めてみたいな話も必要じゃないかと。向こうでは8割方かぶってるので。
- ◎ ヘルメットの条例を決めた県議会の意思もあって、やっぱり危険なので、そういうことを一層努めて、具体的な方向性を検討するように求める、で意は通じると思うがやけどね。義務化いうたら、まこと、すごく飛び越えて押しつけるぞって感じはする。
- ◎ でも何か言うちゃらんと、多分今のまま何もやらんと思うんですよ。校則化の話も含めて、何かでちょっと縛りをかけてあげんと、子供らは多分やらんと思う。高知市内は特に。幡多とかはやっぱり学校がそういう指導をしてるから、それで大多数がそうなるんですよ。
- ◎ 学校だけじゃないですけど、当事者、保護者、地域全体で合意をとって行く中で、校則の中に位置づけられていくとか、使用率が高まっていくとか、そういう変化がこの間もあったと思うんですけども、これは県議会の決算特別委員会として発出される文書になるので、そういう自由決定が尊重されるべきところに、義務化という言葉が出てくると、ちょっときつい印象になるんじゃないかな。だから、この一文だけのけても、そういう心配してる状況を改善していくようにっていう意図は伝わるんじゃないかなと思うんですけど。
- ◎ 一層努めて、具体的な方向性を検討してって。
- ◎ 委員会審議でそんな議論したら、物申すことが全部できなくなるき。そんなことはふだんから、こうしなさいあしなさいって委員長報告したりしゅうがやき、それは構わんがよ。ただ、表現の問題で気になっちゅうと思うんですけども、求めるというふうにしちゅうき。それをやるかやらんか、向こうに裁量が一切ないという話をしゅうわけじゃないわけやからね。我々としては、義務化も一生懸命取り組むようお願いしたいという思いをここで盛り込みたいという話をしゅうわけですよ。それでえいがやないですかね。
- ◎ これ、努力義務という法律を超えて伝わってしまうので、委員会でも意見が分かれてる部分については削除するのが妥当やないかなと思うんですけど。一致していれば、この



文章であれですけど。そこはまとめ方になるんでしょうけど。

◎ 自分自身も実はトライアスロンをしようとしたときなんですけども、自転車で転倒して。スピードも出ちゃってヘルメットをかぶってなかったら、本当に死ぬばあやったがですよ。

それで、自分の経験もあったんで、実は母校の校長先生に、条例も作るんで、表現は任すけど校則で規定したらどうですかという話を持っていったんですけども、いや、校則には今ないきということで断られたがですね。ほんで、もしそこに何らかの校則とかいうものがあれば、学校も、家庭も生徒さんも考慮すると思うんで。ここで具体的な方向性を検討するようってだけいうたら、余りにも。この言葉がなかったら何を検討していいやら分からなくなるんで。

◎ 言い分はいろいろあるけれど、まとまらんやったら多数決でいこうや。

◎ これは正副一任でもいいと思うんですけどね。

◎ こっちはこっちで言い分あって、こっちはこっちで言い分があるわけよ。考え方は違うわけやから。

◎ 私たちがよく現場で聞かれるのは、学校の先生の前ではかぶる。それで、もう学校の外へ出たらかぶらん。見えんかったらかぶらんっていうことになれば意味がない。やっぱり、ここでいう命を守るっていうことを、自らが思っただけで着用するような指導や環境をどうつくっていくかっていうことなので、一概に法律の努力義務を超えたところの言葉で、義務化も含めてってなってしまうことが、学校現場や、自らが主体的に動くというふうに考えている人たちからすると、上からだと捉えられないかなど。そこだけ心配してる。

◎ つまり表現が気になるってことやね。ルール化とか、そんなんでもええがやないですか。あんまり細かいこと言うたらね。そういう心配する人は、1000人に1人はおるかもしれんけど、全部そこに合わしよったらいかんわけ。999人は助かりたいと思うからね。

◎ みんながそう思っていく環境づくりが大事だと思います。

◎ 何かこの文章の中に、さっき言うたけど、「具体的な方向性」の前に、「何かのよ様なこんなこと」としないと、文章として成り立たんと思うんよね。

◎ 「学校でのルールづくりも含めて」にしたら。義務化じゃなくて。

◎ まあ、似たようなもんやけど。

◎ 言われることはそのとおりなんですけど、要するに、3年前も2年前も去年もそういうことをやってますっていう同じ答弁をずっとしてますよね、と。それで進んでないんじゃないですかということ指摘した上で、ほかの市町村と高知市との違いはどうですかっていうところで、義務化をしている学校がほかの市町村であります、それで着用率が全然違いますということだったんで、では高知市も含めてそういうことを検討してくださいという要請で終わったのがこの議論なんです。だから、前段のところは既に県もやってると。でもやってると言いながら着用率が上がってないから、さらに具体的なことを指摘し

ないといけないという議論の流れだったんで、これが入ってるんだと思うんですね。だからこれを外してしまうと、去年までやってきたことと同じことをまた指摘して、何も変わらないところになるので。

- ◎ 学校の自主的なルール化でしょうかね。
- ◎ 自主的のどこ外してよね、ルール化でいきましょう。
- ◎ 学校での自主的になっていうところが大事と思ったんですけど。
- ◎ 議事録で義務化という言葉を使ってるんですよ。
- ◎ 議事録の中では恐らく義務化という表現してるんで。
- ◎ それも含めて、具体的な検討をしてくれと。そしたらそれでえいがやない。
- ◎ 自主的になっていうところがあったほうが。
- ◎ 前回よりも一歩進む。間違いなく。
- ◎ まとめてください。
- ◎ 学校でのルールづくりも含めて、具体的な方向性を検討するよう望む。
- ◎ それでえいです。学校でのルールづくりも含めてでえいがやないですかね。

◎三石委員長 では正場に復します。

もう一遍確認してください。学校での義務化も含め、のところを。

◎大石副委員長 学校でのルールづくりも含めて。

◎三石委員長 そういうことでよろしいですね。

これで、（８）教育についてを終わります。

続きまして、（９）警察活動について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 （９）警察活動について。

信号機や道路標識・標示の維持管理については、耐用年数の基準等を基に優先順位をつけ、機器の更新や補修などが行われているが、路面標示が消えかかっているものが見受けられる。

については、これらの交通安全施設の管理に当たり、補修が必要な箇所を的確に把握して迅速な対応を行うとともに、交通状況の変化などにより必要性がなくなった施設の廃止についても計画的に取り組んでいくよう望む。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(9) 警察活動についてを終わります。

それでは、これまで出された意見を踏まえ、3ページにあります「3 審査の結果」の本文について、その文案を書記に朗読させます。

なお、空欄の部分には、採決の結果を記載することとなります。

◎書記 3 審査の結果。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取組は一定評価すべきものと認められる。

各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められるので、一般会計決算については賛成多数をもって、また、各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決した。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられるため、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、今後の各種施策の実施に当たっては、十分留意するよう求める。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、審査の結果の本文についてを終わります。

以上で、報告書案についての協議を終わります。

なお、細部の文案の調整につきましては、正副委員長に一任願います。

次に、委員長報告について行います。

お諮りいたします。

12月定例会での委員長報告については、先ほど協議しました高知県歳入歳出決算審査報告書の「1 審査の経過」と「3 審査の結果及び意見」をもって報告とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、そのように委員長報告をいたします。

なお、細部の調整は正副委員長に一任願います。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

私のほうから挨拶ということで。大変長い間、委員の皆様方には御協力いただきましてありがとうございました。副委員長にも助けられながら、大役の任を閉じることができま

した。ありがとうございました。

◎大石副委員長 長時間の本当に活発な議論も行われまして、本当に、委員長と一緒に、このすばらしい委員会に属することができてありがたく思っております。またこの決算を生かして、議会活動を推進させていけたらと思いますのでよろしくお願いします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

◎三石委員長 これで、委員会を閉会いたします。

(11時2分閉会)